

受理番号	受理年月日	件 名 及 び 要 旨	提 出 者	送 付 委員会名
26年 第5号	26.8.20	<p>軽度・中等度難聴児のための補聴器購入費用の助成に関する陳情</p> <p>両側先天性中等度感音難聴児の聴覚言語療育のため補聴器装用は必要不可欠であり、その購入・修理費用に対し助成を陳情する。</p> <p><b>【理由】</b></p> <p>聴力検査で聴覚障害6級に該当しないものの、両耳感音系の聴覚障害がある子供の、補聴器装用をこれからも効果的に実施する為に助成を強く希望する。</p> <p>医師の意見書では、両側中等度の難聴であるが、両耳に補聴器装用することにより言語発達、音源方向感覚等に多大な効果があるとされている。</p> <p>聴覚活用及び言語発達に補聴器装用が生涯必要であるが、補聴器は精密機械であるため高価であり、故障も度々ある。</p> <p>また、イヤーマールドは成長と共に作りなおす必要があり、そのすべてが聴覚障害児であるにもかかわらず自費である。</p> <p>難聴児の手帳の有無にかかわらず、現在では都道府県の事業として補聴器購入の助成が行われている自治体がとても増えているが、茨城県は手帳に該当しない聴覚障害児への助成の動きが全くない。</p> <p>もう1度、助成制度を見直してもらうことを強く希望する。</p>	個人	保健福祉